

お知らせ

☎②③ 5111 FAX ② 5100

土・日曜日、休日は閉庁

❖お知らせの表記

申…申し込み先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、催しなどに参加する場合は、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど「新しい生活様式」を実践するよう心掛けましょう。

※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

暮らし

働くことに悩む人を支援します

働くことに悩みを抱えている人やその家族を対象に、就労や自立に関する相談、セミナーや就労体験などの支援を行います。

とき 毎週月～土曜日（休日、年末年始を除く）午前10時～午後6時

市内出張相談

とき 第2火曜日 午後2時～5時

ところ 南コミュニティセンター

問はちのへ若者サポートステーション

☎ 0178-51-8582

身体障害者巡回診査および更生相談を実施します

とき 7月6日(水)

▶受付 午前9時～10時

▶診査 午前9時30分～正午

ところ 市役所本館4階大会議室
持ち物 ①印鑑②身体障害者手帳

(所持者のみ) ③保険証など

④かかりつけ医の紹介状やレントゲン写真など、治療の状況を確認できる書類(③、④は身体障害者手帳交付のための診査を受ける人のみ)

対象 次に該当する肢体不自由の人

▶身体障害者手帳(以下「手帳」)の交付を受けるため診査を必要とする人

▶手帳の再認定が必要な人

▶手帳の障害程度・等級に変更がある人

▶補装具の処方が必要とする人

▶生活・医療・施設などの相談を希望する人

※その場での判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用していただく場合があります。

対象にならない人

▶電動車いす、座位保持装置、特例補装具の処方を要する人

▶義肢・装具や車いすについて複雑な処方を要する人

申込期限 6月14日(火)

※当日、発熱や風邪の症状がある場合は受診できません。また、会場で体温測定をし、37℃を超える場合は受診できない場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更があった場合はご連絡します。

申問生活福祉課☎⑤ 6718

「不法投棄」、「野焼き」は禁止されています

「ごみ収集場所以外への廃棄物の投棄」や「野焼き(ごみの野外焼却など)」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。

これらの行為は、生活環境に悪影響を及ぼし、近隣住民の迷惑になるばかりか、豊かな自然に恵まれた市の景観を損ねます。廃棄物は適正に処理しましょう。

▶煙や臭いが生活環境に影響を及ぼす場合は、指導の対象となる場合があります。

▶私有地に不法投棄された場合は、十和田警察署(☎③ 3195)や、まちづくり支援課へ通報してください。

▶私有地での不法投棄物の撤去は、投棄した人が不明の場合、土地所有者や管理者が行うこととなります。不法投棄されないよう土地を清潔に保ち、定期的に見回りをしましょう。

問まちづくり支援課☎⑤ 6726

6月30日は自動車税種別割の納期限です

最寄りの銀行、郵便局、コンビニエンスストアなどで忘れずに納めましょう。納税通知書に付いている納税証明書は、車検の際に必要ですので、車検証と一緒に大切に保管をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。

問上北地域県民局県税部納税管理課☎② 8111 (内線 211～214)

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係☎⑤ 6702